

水俣紛争、調停案を提示

一時金二千五百万円

患者補償に七千四百万円

水俣病紛争調停委員会は、十五日から十六日朝にかけて徹夜で調停案の作成に当たった結果、十六日午前三時県漁連、新日鐵株式

会社双方に対し調停案を提示した。内容は三千五百万円の一時金

(うち二千万円はさる十一月二日の不祥事件で漁民が会社に損害を与えた分を差し引く)と漁民の立ち上がりのための六千五百万

円の融資を骨子とするもので、県漁連と会社側はこの案をのむかどうかを決めるため十六日それぞれ会合を開いた。

また調停委員会ではこの案に患者補償を入れ、水俣病患者七十八人に対して七千四百万円を支払うよう同時に会社側に提案した。